

【物件に関する注意事項】

- 物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、必ず現地等の調査・確認を行ってください。
- 工作物・道路構造物等の越境、埋存物等についても、極力特記事項に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。
- 物件の敷地内及び敷地上空又は隣地等に電柱（電信柱、電柱付属物・電線等を含む）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者及び管理者等にお問い合わせください。
- 物件内にある工作物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、栃木市ではこれらについて対応いたしません。
- 土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、移設、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、栃木市は対応いたしません。
- 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について栃木市は対応いたしません。
- 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、栃木市は対応いたしません。ごみ、ガラ及び砕石等の除去についても同様です。
- 金融機関からの借入金担保のために、所有権移転登記時に抵当権設定登記の同時申請をされる場合は、申込みから契約締結時までに必ずご相談ください。
- 共有名義で売買契約を締結する場合は、当該共有名義で所有権移転登記を行います。
- 買受者は、物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- 中間省略登記には応じません。
- 物件の取得に伴い、原則として不動産取得税（県税）が課税されますので、ご注意ください。
- 「物件調書」に掲載した情報は令和3年10月1日現在のものです。